

第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン
外部評価の実施方法について（案）

1 基本的な考え方

第4次プランの外部評価方法同様に第5次プランにおける施策のうち、重点事項を対象に外部評価を行う。

2 主な変更点

以下のとおり

No.	項目	内容
1	人権政策・男女共同参画課の外部評価の実施	・第4次プランについては、重点事項の事業該当課が5年間のうちいずれかの年度で1度外部評価を受けることとしていた。第5次プランにおいても基本的には同様とするが、人権政策・男女共同参画課については、主にセンターと相談室に分ける形で5年間のうちに2度実施することとする。 →重点事項に該当している事業数が多いため、1度に行うことが困難と考えたため。 <u>※資料1－2を参照</u>
2	外部評価実施様式	・外部評価実施の際の対象事業一覧の様式について、見づらと考え、外部評価実施時に使用する様式を事業ごとに1枚で確認できる様式に変更 →外部評価においてヒアリング等を行う際の委員の皆様の負担が軽減される。 <u>※資料1－3を参照</u>

第5次男女共同参画のまちづくりプラン外部評価の実施方針（案）

（１）目的

男女共同参画の推進は、市政のあらゆる領域にわたり、全庁的な取組を必要とすることから、各課における内部評価に加え、評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、重点事項を対象に外部評価を行います。

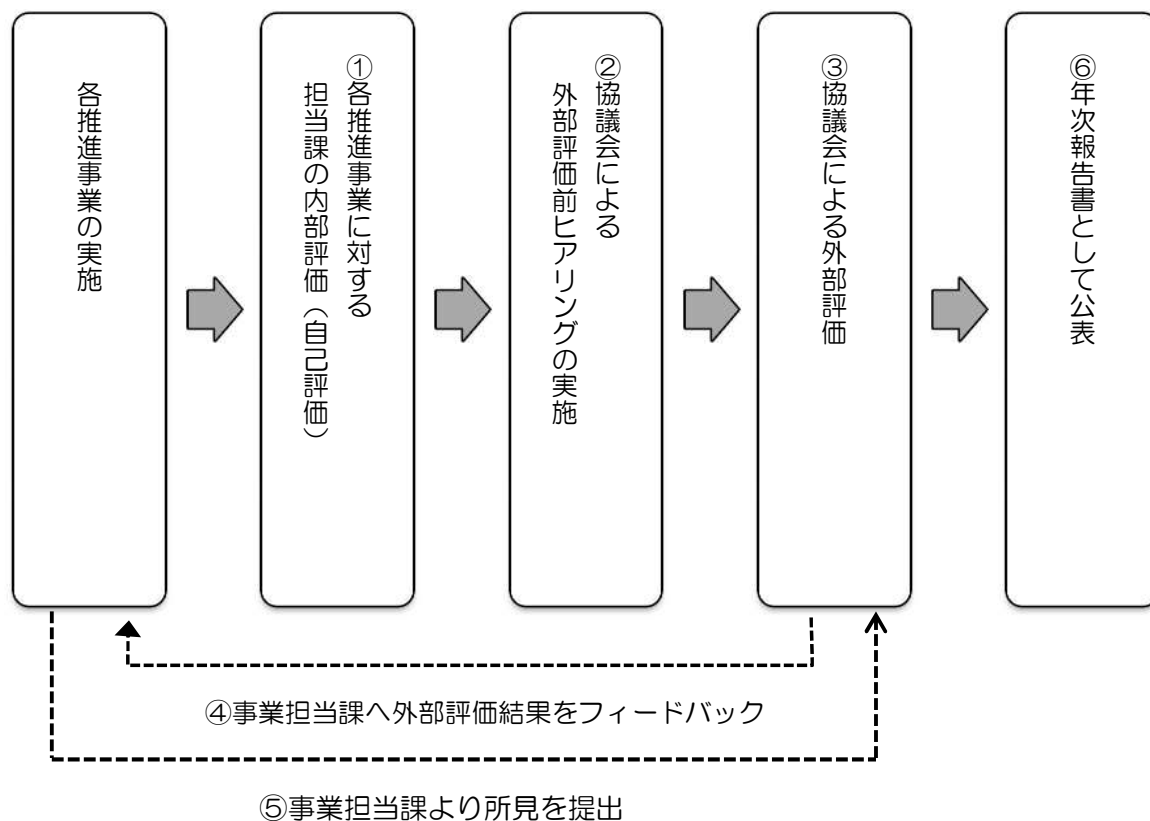
（２）実施機関

さいたま市男女共同参画推進協議会

（３）進行管理・公表の流れ

- ①各推進事業について、担当課が進捗状況に対する内部評価（自己評価）を行います。
- ②協議会は、各事業への認識を深めるとともに適切に外部評価を行うため、事業担当課に対しヒアリングを実施します。
- ③協議会は、事業担当課の自己評価やヒアリング結果に基づき、評価を行います。
- ④外部評価結果を集計し、次年度以降の各推進事業の実施に反映させるよう、担当課へフィードバックします。
- ⑤結果を受けた担当課は、これを踏まえた所見を協議会へ提出します。
- ⑥評価結果を年次報告書へ掲載し、公表します。

第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン外部評価
進行管理・公表の流れ



(4) 外部評価の年度計画

第5次プランは、223の推進事業で構成されていますが、外部評価は、重点項目6項目に位置づけられた事業を対象に事業所管ごとに5年間で計画的に実施します。

実施年度	対象項目	事業所管
令和7年度 (2025 年)	重点事項1 男性にとっての男女共同参画の推進 重点事項5 DV被害者の安全確保と支援体制の充実 重点事項6 DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実	・母子保健課(地域保健支援課) ・子育て支援課 ・保育課 ・人権政策・男女共同参画課 ・市民生活安全課 ・観光国際課 【6所管25事業】
令和8年度 (2026 年)	重点事項3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点事項4 女性の経済的自立に向けた取組の推進	・労働政策課 ・契約課 ・経済政策課 ・中央図書館資料サービス課 【4所管8事業】
令和9年度 (2027 年)	重点事項1 男性にとっての男女共同参画の推進 重点事項3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点事項4 女性の経済的自立に向けた取組の推進	・総務課 ・人事課 ・教職員人事課 ・消防職員課 ・水道総務課 ・人権政策・男女共同参画課 【6所管12事業】
令和10年度 (2028 年)	重点事項2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 重点事項3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点事項4 女性の経済的自立に向けた取組の推進	・教育課程指導課(指導1課) ・生涯学習振興課 ・生涯学習総合センター ・人権教育推進室 ・高校教育課 【5所管8事業】
令和11年度 (2029 年)	重点事項5 DV被害者の安全確保と支援体制の充実 重点事項6 DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実	・北部・南部児童相談所 ・子ども家庭支援課 ・保育施設支援課 ・放課後児童課(幼児・放課後児童課) ・学事課 ・こころの健康センター ・子ども家庭総合センター総務課 ・総合教育相談室 【8所管11事業】

(5) 外部評価の方法

協議会委員から、事業担当課が行った年度ごとの実施状況・実績、自己評価内容について、男女共同参画の視点を踏まえ事業が実施されているか、適切に自己評価が行われているか、男女共同参画の課題が的確に把握され、課題解決に向けた方針の検討がなされているか等の観点から、評価していただきます。

令和●年度 外部評価に係るスケジュール

実施時期	事務局等	男女共同参画推進協議会
3月下旬	各事業担当課へ令和▲年度 実施状況調査報告依頼	
4月中旬 4月下旬	① 実施状況調査結果の取りまとめ ② ヒアリング対象事業及びヒア リング事項決定のための確認依頼	
5月中旬 下旬	④ 質問事項のとりまとめ 第〇〇回 協議会 所管課に質問事項を送付	③ 質問事項の提出 ⑤ ヒアリング対象事業・ヒアリング事項 の決定
7月中旬	第〇△回 協議会 外部評価の実施依頼	⑥ ヒアリングの実施 ⑦ 外部評価の実施・提出
8月中旬 ～	外部評価結果の集計 外部評価結果の確定 事業担当課へ結果の送付 事業担当課へ所見提出依頼	
10月下旬	第〇□回 協議会 外部評価結果および事業担当課 からの所見とりまとめの報告	
令和■年 (20●●年) 3月中旬	外部評価結果を含む 年次報告書の公表	

内部評価様式〔記入例〕

事業番号	推進事業	事業内容	R5年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点	数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
							年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
13	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【指標項目】啓発活動実施回数	地域のイベント等で、男女共同参画に関する情報誌等の配布や男女共同参画に関するクイズの活用による啓発を実施した。 【実施回数】〇回／年度	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信等のほか、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You & Me ～夢～」等の配布による啓発を行った。また、男女共同参画に関する統計データなどをまとめた冊子を作成し、市内公共施設等に配置した。	6	◎	R6	A	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子やデータブック、男女共同参画社会情報誌「You & Me ～夢～」等の配布など、複数の手法により啓発を行い、啓発活動の実施回数が目標値を上回ったため、自己評価を「A」とした。	市民等へ広く男女共同参画の必要性や意義を広めるため、引き続き、オンラインでのイベント、会場で実施されるイベント、双方で啓発を行っていく必要がある。	男女共同参画の効果的な啓発のため、参加するイベントや啓発方法の検討を引き続き行っていく必要がある。	人権政策・男女共同参画課
							R7					
							R8					
							R9					
							R10					
100	再就職支援のための講座等の開催	女性の再就職支援をテーマとした講座・講演会を開催します。	「○○○セミナー」 ●月●日、○月○日 受講者：○○名、託児○名 ○○講座 講師：○○○○ テーマ「○○○」 申込者○○名、視聴回数○○○回	○○○○○と共同講座を会場（託児付）で実施。お互いのアウトリーチにもなり、これまで当センターを知らなかった層の受講があった。			R6	A	○○○○○と共同講座を会場（託児付）で実施。お互いのアウトリーチにもなり、これまで当センターを知らなかった層の受講があった。	今日的な課題のほか、生きる糧ともいえる就職・再就職につながる講座など、幅広い層へ向けて講座等を実施する必要がある。	庁内外の関係機関・部署と引き続き連携し、様々な層に関心を持ってもらえる講座等を実施する。	人権政策・男女共同参画課
							R7					
							R8					
							R9					
							R10					

目標指標の達成度の考え方	
◎・目標値を上回った	$X \geq 100\%$
○・概ね目標値どおり	$100\% > X \geq 80\%$
△・目標値を下回った	$80\% > X$
－・算出不能	－
	$X(\%) = \text{実績値} \div \text{目標値} \times 100$ ※複数年で測る目標値の場合は、当該年度の評価算出用の目標値を、「目標値（累計）÷達成期限までの年数×経過年数」として、算出する。

- A：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった（または目標を大きく上回った）
- B：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった（または目標を概ね達成できた）
- C：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、あまり効果がなかった（または目標の達成には課題が残った）
- D：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、ほとんど効果がなかった。（またはほとんど目標を達成できなかった）
- E：事業を予定どおり実施しなかった
- －：その他（未実施、効果測定不能、事業終了 など）
- ※ここでの計画とは、「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」のことを指します。

所管課	人権政策・男女共同参画課	事業番号	13			
推進事業	地域活動における男女共同参画の啓発					
事業内容	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。					
R〇年度 事業実施状況	地域のイベント等で、男女共同参画に関する情報誌等の配布や男女共同参画に関するクイズの活用による啓発を実施した。 【実施回数】〇回／年度					
前年度の評価を 踏まえて 男女共同参画に 配慮した点	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信等のほか、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布による啓発を行った。また、男女共同参画に関する統計データなどをまとめた冊子を作成し、市内公共施設等に配置した。					
数値目標	指標項目	啓発活動実施回数	数値目標No.	6		
	目標値	6回以上/年度を維持	現状値	7回(令和4年度)		
	達成期限	令和10年度				
	年度	R6	R7	R8	R9	R10
	実績	8				
	数値目標の達成状況	◎				
数値目標	指標項目		数値目標No.			
	目標値		現状値			
	達成期限					
	年度	R6	R7	R8	R9	R10
	実績					
	数値目標の達成状況					
年度ごとの自己評価	年度	R6	R7	R8	R9	R10
	自己評価	A				
自己評価を選択した理由	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子やデータブック、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布など、複数の手法により啓発を行い、啓発活動の実施回数が目標値を上回ったため、自己評価を「A」とした。					
今年度の取組における 男女共同参画推進の課題	市民等へ広く男女共同参画の必要性や意義を広めるため、引き続き、オンラインでのイベント、会場で実施されるイベント双方で啓発を行っていく必要がある。					
男女共同参画推進の課題 解決に向けた今後の取組	男女共同参画の効果的な啓発のため、参加するイベントや啓発方法の検討を引き続き行っていく必要がある。					

外部評価様式

事業 No.	推進事業	所管課	【評価について】 担当課は、男女共同参画の視点および男女共同参画の課題を認識し、男女共同参画の推進に必要な配慮や取組を実施したと思いますか。 以下の4～1から1つ選び、評価欄に数字をご記入ください。 また、評価理由、ご意見等あれば、右の欄にご記入ください。 4:十分に実施している（90%以上） 3:概ね実施している（70%程度） 2:一定の配慮や取組を実施したが課題がある（50%程度） 1:適切に実施していない（30%未満）	
			評価 (4～1)	評価理由、ご意見等（自由記入）